

No	事業名	補助金名	平成25年度予算	平成25年度実績
7	安心子ども基金事業（保育士等処遇改善臨時特例事業）	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	184,944	182,513
8	安心子ども基金事業（次世代育成支援対策推進事業）	次世代育成支援対策推進事業費補助金	256,094	241,981
9	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	318,450	275,266

(出典：子育て支援課作成資料)

(3) やまなし子育て支援プラン進捗状況の開示について (HP更新漏れ)

指摘 (III-6 (3))  
 平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業が一体となって、平成17年度から平成26年度までの10年間に次世代育成支援に関する施策を、推進することとなり、山梨県では、平成22年3月に「やまなし子育て支援プラン(後期計画)」を策定し、施策を推進している。  
 次世代育成支援対策推進法では、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を、毎年少なくとも1回公表することとしており、やまなし子育て支援プラン(後期計画)の進捗状況が山梨県ホームページ上に掲載されているが、平成22年度以降の進捗状況が掲載されていないことがあった。  
 県のホームページは重要な公表手段の一つであり、適時に進捗状況を掲示しなければならぬ。

平成15年7月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業が一体となって、平成17年度から平成26年度までの10年間に次世代育成支援に関する施策を、集中的かつ計画的に推進することとなった。  
 山梨県では、平成22年3月に「やまなし子育て支援プラン(後期計画)」を策定し、県民一人一人がそれぞれの立場で子どもの健やかな成長に関わり、社会全体で、子どもや子育て家庭を支援するための施策を推進している。  
 次世代育成支援対策推進法では、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を、毎年少なくとも1回公表することとしており、やまなし子育て支援プラン(後期計画)の進捗状況が山梨県ホームページ上に掲載されている。しかし、平成22年度の進捗状況が掲示されており、それ以降の年度の進捗状況が掲載されていないことがあった。  
 県のホームページは重要な公表手段の一つであり、適時に進捗状況を掲示しなければならぬ。なお、監査の過程で事実関係が判明したあと速やかにホームページが更新さ

れ、現在は進捗状況が適切に掲示されている。

(4) 少子化対策の取り組み体制  
 ※下記は、本章の『II. 全般的・共通の課題と対応』に同様の内容を記載しているが、子育て支援課に特に密接に関連すると考え、重ねて記載するものである。

意見 (II-6 (4))  
 少子化の要因と考えられる20代・30代女性の流出原因が、主に首都圏への就職・進学であることに対し、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。  
 平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、県の関連部局がより強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。また、子育て支援課には、子ども・子育て支援新制度及び次世代育成支援対策を計画的に推進する立場から、少子化対策に取り組む庁内関係課とのより強固な連携を期待したい。

山梨県の少子化の要因と考えられる20代・30代女性の流出の原因が、主に東京都等の首都圏への就職・進学にあることへの対策として、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、地域の愛着を高めて地域での就職の促進、また、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。  
 こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、教育関連施策、産業振興関係施策、雇用労働関係施策などを所管する部局とより強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。  
 子育て支援課は、これまでも山梨県の子育てに関する現状を把握し、県民の求めるニーズに基づいて少子化対策施策を展開してきたものと考えられる。そのため、子育て支援課においては、山梨県の子育て支援全般に関する情報・ノウハウ・経験が蓄積されていることである。従って、今後、少子化対策に取り組む庁内関係課とのより強固な連携を推進し、こうした蓄積が最大限活かされることを期待したい。

7. 福祉保健部健康増進課

(1) 業務の概要

福祉保健部健康増進課では、健康づくりの推進、生活習慣病予防、栄養改善指導、感染症対策、母子保健、小児医療対策、特定疾患対策、がん対策、健康推進法による健康増進事業、歯科保健事業などを行っている。

(2) 少子化対策に関連する主な事業

① 特定不妊治療費助成制度（平成 16 年度より事業を開始）

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）は、医療保険の適用がない高度な治療であり、1 回の治療費が高額で経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦める人も少なくないため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

過去 3 年間の事業実績は次のとおりである。

図表Ⅲ-7 (2) ① 特定不妊治療費助成制度の事業実績

年度	給付組数	給付件数	実績 (千円)	当初予算 (千円)
23	398	722	102,403	165,000
24	496	828	118,200	131,700
25	497	871	115,072	138,000

〔出典：健康増進課作成資料「特定不妊治療費助成制度」より抜粋〕

なお、平成 26 年度より、治療効果が高い時期により多く治療が受けられるように、39 歳以下の対象者の助成回数を、年間制限無しで通算 6 回までに変更して、早期治療の機会の増加を図っている。

② 産後ケアセンター設置準備事業（平成 26 年度新設）

山梨県では、少子化対策の検討を行うため、平成 25 年 5 月、福祉保健部健康増進課をプロジェクトメンバーを含む、少子化対策プロジェクトチームを編成して、4 つのライフステージ（若者の県内定着、結婚、妊娠・出産、子育てと仕事の両立）における現状の課題と対応策を検討した。このうち、妊娠・出産を取り巻く状況では、子育て不安

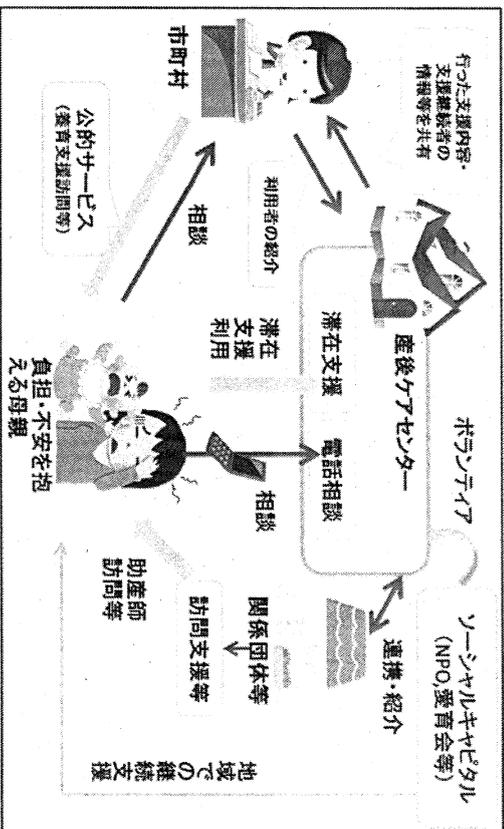
の軽減が必要とされた。

これを受け、平成 25 年 9 月、産前産後の母親を対象としたアンケート調査の実施と、新たな産後育児支援の在り方を検討した結果、新たな産後育児支援の基本的方向性を、① 出産直後の母親がリラックスしたり、必要な育児指導を受けることができる機会や場の確保、② 妊娠から出産、育児までの一貫した支援を行うための仕組みと拠点の整備とした。

平成 26 年度、産後ケアセンター設置準備事業に 1,205 千円の子算が付与され、出産直後の母親が持つ育児に対する不安を軽減し、産後間もない母親の支援を行う産後ケアセンターの設置に向けた取り組みが行われている。なお、産後ケアセンターの中心的機能としては、① 宿泊型産後育児支援を行う場、② 産前産後を通じた育児支援の拠点、③ いつでも連絡できる相談先の 3 つの機能が考えられる。

福祉保健部健康増進課では、産後ケアの意義と必要性について、県民に理解や関心を深めてもらうために、平成 26 年 3 月 30 日に「産後ケアに関する県民公開シンポジウム」を開催した。

図表Ⅲ-7 (2) 産後ケアセンターの運営イメージ



〔出典：「新たな産後育児支援の在り方に関する提言 中間取りまとめ」から抜粋〕

③ 母子支援向上事業（概ね平成 26 年度単年事業）

県と市町村が連携して、母子支援力の質の向上に取り組むことにより、母子保健サー

ビスの質の向上と県内全域の健康格差の解消につなげることを目的とする。  
平成28年度、3,031千円の子算が付与され、主に以下の事業が行われている。

- 1) 幼児健診問診票開発事業（健診マニュアル作成等）
- 2) コンサルテーション研修事業（担当者会議、実技研修等）
- 3) 母子管理カード評価事業

8. 産業労働部労働雇用課

(1) 事業の概要

産業労働部労働雇用課は、少子化対策の一環として、良好な労使関係の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、若年者の県内への定着及び県外からのU・Iターン就職の拡大を図ること目的に、労使関係の安定、勤労者福祉の向上、地域雇用対策等の業務を行っている。

(2) 高齢者福祉及び少子化対策に関連する主な事業

① 平成25年度の主な事業

事業	事業費	主な事業内容
労使関係の安定促進事業	12,861千円	情報誌「やまなしの労働」を発行し、労働関係の情報提供 中小企業労働相談所での労働条件や労務管理に関する相談
働きやすい労働環境づくりの推進事業	4,543千円	中小企業労働施策アドバイザーによる巡回相談 ワーク・ライフ・バランス取組事例集の作成
仕事と家庭の両立支援事業	600千円	就業規則等の整備に関する講習会や個別相談会の実施
緊急雇用創出事業臨時特別基金事業	1,957,159千円	新卒未就職者等に対して基礎的な研修の実施と就業体験受入先企業での体験就業支援
若年者雇用対策事業	21,094千円	大学生や高校生等を対象とした県内企業との合同就職面接会や、より早い段階から望ましい職業観・勤労観を醸成するための小中学生向けキャリア教育推進事業の実施
Uターン・Iターン就職促進事業	25,779千円	東京都に「やまなし暮らし支援センター」を開設し、県内への移住や就職を希望する学生・社会人に対し就職相談や情報提供を実施するとともに、大学訪問を行い県内企業の紹介の実施
シルバー人材センター活動支援事業	6,943千円	シルバー人材センター連合会に対する運営費の補助の実施

② 主な事業の実施結果

ア. 労使関係の安定促進事業

- ・「やまなし労働」の発行回数 4回 (各1,700部)
- ・労働相談件数 109件

イ. 仕事と家庭の両立支援

- ・就業規則作成等講習会 3回
- ・個別相談会の実施 延べ24回

ウ. 緊急雇用創出事業臨時特別基金事業

- ・県と市町村合わせて1,029人の雇用創出

エ. Uターン・Iターン就職促進事業

- ・電話も含めた相談件数は1,742件 (移住相談を含む)
- ・U・Iターン80名、移住52名

(3) 現場視察

産業労働部労働雇用課における高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業の取り組みを確認するため、以下の施設を視察した。

- ① やまなし暮らし支援センター
- ② ジョブカフェやまなし
- ③ 山梨県求職者総合支援センター
- ④ 山梨県子育て就労支援センター

ア. 概要

やまなし暮らし支援センターは、平成26年6月1日に東京都千代田区有楽町のふるさと回帰支援センター内に設置され、山梨県における定住人口の確保を図るため、移住及びU・Iターン就職に関する情報をウェブサイト上で提供している。

センターの人員は、U・Iターン就職担当2名(労働雇用課職員1名、U・Iターン専門相談員1名)、移住専門相談員1名、ハローワーク職業紹介職員1名から構成されて

いる。



(視察時に撮影)

(東京都千代田区有楽町 東京交通会館5階 (NPOふるさと回帰支援センター内))

イ. 主な業務の内容

項目	主な業務	業務内容
移住関係	住宅情報の提供	山梨県への移住希望者に関する情報を提供。
	生活情報の提供	山梨県への移住に際して、医療、福祉、教育、交通などの生活に関する情報を提供。
	市町村窓口の紹介 移住相談セミナー の開催	希望する地域の市町村窓口を紹介。 郡内やその近郊において、移住者の体験談や、市町村担当者による移住に関する詳細説明など、具体的な情報を提供。
	各種資料の提供	市町村等から移住に関する資料を収集し、移住希望者に提供。
U・Iターン就職関係	就職情報の提供	山梨県内への就職希望者に対し、県内企業の求人情報や企業情報等を提供。 平成26年3月からはハローワーク職員を配置し、職業紹介も実施。 学生に対しては、面接やエントリーシート の書き方等、就職活動に関する情報を提供。

項目	主な業務	業務内容
大学等への訪問	首都圏の大学等を訪問し、本県出身学生への県内企業情報や採用情報の提供を通じて、U・Iターン就職を支援。	首都圏の大学等が主催する合同企業説明会やU・Iターン就職ガイダンスの開催時に相談ブースを設置し、学生等からの相談や就職情報を提供。
就職出張相談	U・Iターン就職フェアの開催	都内において、県内企業等との面接の機会を提供。福祉人材センター等の関係機関とも連携し、各種情報提供や就職相談等を実施。
各種資料の提供		県内への就職に関する資料等を収集し、U・Iターン就職希望者に提供。

ウ. 主な業務の平成25年度実施結果

・窓口相談活動の状況

	来所	電話	メール	資料	計
移住相談	749件	302件	268件	100件	1,419件
就職相談	260件	39件	13件	11件	323件
計	1,009件	341件	281件	111件	1,742件

・U・Iターン就職活動の状況

訪問学校数	152校
出張相談開催数	41回
相談者数	150名

・移住及び就職の状況

○移住者

移住先	世帯数	人数
北杜市	114世帯	30名
南アゾナス市	4世帯	9名
甲州市	3世帯	7名
甲府市	2世帯	3名
甲斐市	1世帯	2名
鳴沢村	1世帯	1名
計	22世帯	52名

○U・Iターン就職

県内出身者 (Uターン)	65名
県外出身者 (Iターン)	15名
計	80名

(出典: やまなし暮らし支援センターから提供「やまなし暮らし支援センターについて」)

「エ」より抜粋)

上記の通り、やまなし暮らし支援センターにおける移住及びU・Iターン就職の取り組みは一定の成果を挙げている。今後も、潜在的な移住希望者やU・Iターン就職希望者への積極的な情報提供等を通じて、移住者及びU・Iターン就職者数の増加に努められたい。

② ジョブカフェやまなし

ア. 概要

ジョブカフェやまなしは、概ね15歳から39歳までの若者の就職活動を支援するために、平成17年4月1日に開設された施設である。専門のカウンセラーによるカウンセリングを中心に、職業適性診断や就職関連情報の提供のほか、就職セミナーや職業紹介など、若者の就職を総合的に支援している。人員は、県6名(センター長1名、再任用職員1名、随時職員1名、キャリアカウンセラー3名。国所属を除く。)から構成されている。

イ. 主な業務の内容

主な業務	業務内容
就職サポート	就職に関する悩みや不安、仕事探しの方法等、キャリアカウンセラーによるカウンセリングを実施。
職業適性診断	利用者の希望に応じて就職に至るまでの支援メニューをキャリアカウンセラーが作成。
しごとライブラリー	簡単なテストにより、求職者の適性や適職の分析を実施。キャリアカウンセラーから診断結果についての説明を受けることも可能。
ミニセミナー	仕事や就職に関する図書やビデオなどの貸し出し。
チャレンジ就活講座	面接対策や応募書類の書き方等について、少人数制のセミナーを開催。
キャンパスジョブカフェ	正社員就職に必要なスキルを学ぶ短期集中講座を年4回程度開催。
ジョブカフェプラッチ	高校等に出向き、セミナーや個別カウンセリングを開催。
出張ジョブカフェ	県内の大学等に出向き、セミナーや個別カウンセリングを実施。
	県内の各地域に出向き、セミナーや個別カウンセリングを実施。

主な業務	業務内容
イベントの案内	職場体験や就職面接会など、就職に役立つ各種イベントをホームページやメールマガジンで随時案内。
ジョブカフェテライト	富士吉田市内に設置されたサテライト。キャリアアカウソセリソングや職業適性診断を実施。
求人検索、職業相談、職業紹介(ヤング・ハローワーク)	パソコンによるハローワークの求人検索、ハローワークによる職業相談・職業紹介

ウ. 主な業務の実施結果

年度	ジョブカフェやまなし(県)		ヤング・ハローワーク(国)			来所者数※	就職者数※
	新規登録	キャリアアカウソセリソング	求人検索	職業相談	職業紹介		
H23年度	710	326	22,754	7,553	4,451	32,309	1,329
H24年度	703	1,931	19,090	9,425	4,629	31,082	1,392
H25年度	582	2,178	16,820	8,584	4,200	29,084	1,309

※国所管のヤング・ハローワーク分を含む。

(単位：名)

年度	ジョブカフェやまなし(県)				来所者数※	就職者数※
	キャリアアカウソセリソング	出張ジョブカフェ	ジョブカフェテライト	ジョブカフェエサテライト		
H23年度	4,234	218	27	1,231	987	987
H24年度	3,304	392	30	1,161	1,197	1,197
H25年度	3,105	266	31	700	1,420	1,420

(出典：ジョブカフェやまなしから提供「ジョブカフェやまなし実績」より抜粋)

雇用情勢の改善が進む中で、全体の来所者数は減少傾向にあるものの、セミナーやカウンセリング実施者数、就職者数は一定の水準で推移しており、取り組みは一定の成果を挙げている。今後も、若者の就職支援や積極的な情報提供等に努められたい。

③ 山梨県求職者総合支援センター

ア. 概要

山梨県求職者総合支援センターは、概ね45歳以上の求職者の就労活動等を支援する

ため、平成21年6月29日に開設された施設である。専門相談員による生活や住宅、職業訓練などの相談や、ハローワークによる職業紹介・職業相談を実施している。人員は、県2名(センター長1名(ジョブカフェ兼務)、キャリアアカウソセラー1名。国所属を除く。)で構成される。

イ. 主な業務の内容

主な業務	業務内容
生活・就労相談及び情報提供	公営住宅や雇用促進住宅への入居手続きに関する情報提供、生活福祉資金や就職安定資金融資に関する情報提供、生活保護等に関する情報提供、職業訓練についての相談や情報提供等、ジョブカードの相談
求人検索、職業相談、職業紹介(ハローワーク)	パソコンによるハローワークの求人検索、ハローワークによる職業相談・職業紹介

ウ. 主な業務の実施結果

年度	山梨県求職者総合支援センター(県(労働雇用課))						来所者数	職業紹介	就職者数
	生活相談	就労相談	職業訓練	その他	相談延べ件数	相談人数			
H23年度	88	377	228	90	783	615	37,216	4,663	687
H24年度	64	558	233	82	937	802	38,693	4,773	717
H25年度	23	485	189	38	735	651	35,604	4,190	678

(出典：山梨県求職者総合支援センターから提供「山梨県求職者総合支援センター」より抜粋)

雇用情勢の改善が進む中で、全体の来所者数は減少傾向にあるものの、就労等の相談件数や就職者数は一定の水準で推移しており、取り組みは一定の成果を挙げている。今後も、就職・生活支援や積極的な情報提供等に努められたい。

④ 山梨県子育て就労支援センター

ア. 概要

山梨県子育て就労支援センターは、子育て中の求職者の就労活動等を支援するため、平成26年10月1日に開設された施設である。

専門相談員による子育て支援制度等に関する情報提供や、ハローワークによる職業紹介・職業相談を実施している。センター内には、キッズスペースや授乳室、ベビーチェア等を設置し、子どもと一緒に利用しやすい環境を整備している。  
人員は、県2名（センター長1名（ジョブカフェ兼務）、キャリアカウンセラー1名。国所屬を除く。）から構成されている。

イ. 主な業務の内容

主な業務	業務内容
子育て支援制度等に関する情報提供	保育施設、児童手当、ひとり親家庭支援制度、妊娠出産支援制度、妊婦や乳幼児・小児医療制度、地方公共団体等の子育て支援制度などに関する情報を提供。
就労相談	子育て中の求職者の希望・状況に応じた就職を実現するため、担当者制により一貫したサポートを実施。
求人検索、職業相談、職業紹介（ハローワーク）	パソコンによるハローワークの求人検索、ハローワークによる職業相談・職業紹介

ウ. 主な業務の実施結果（参考）（平成26年度（10月～12月））  
（単位：件又は名）

山梨県子育て就労支援センター		国（ハローワーク）	
県（労働雇用課）			
子育て支援	手当・助成	職業訓練	就労相談
		その他	相談延べ件数
47	3	12	22
			相談人数
			14
			98
			相談人数
			87
			来所者数
			579
			職業紹介
			194
			就職者確認数
			30

（出典：山梨県子育て就労支援センターから提供「山梨県子育て就労支援センター」より抜粋）

山梨県子育て就労支援センターは、平成26年10月の設置以降、子育てや就労に関する相談等の実績を重ねている。今後も、子育て中の方の支援や積極的な情報提供等に努められたい。

9. 県土整備部都市計画課

(1) 業務の概要

県土整備部都市計画課では、山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの策定、都市防災計画の策定、都市計画基礎調査、都市計画の決定、まちづくりの啓発及び指導、市町村の都市計画の助言、甲府駅南口周辺地域の再整備、街路事業、県営公園の整備・管理などを行なっている。

都市計画マスタープランとは、都市の目指すべき将来像を位置づけ、その実現に向けた長期的な都市づくりの基本方針を示す計画である。

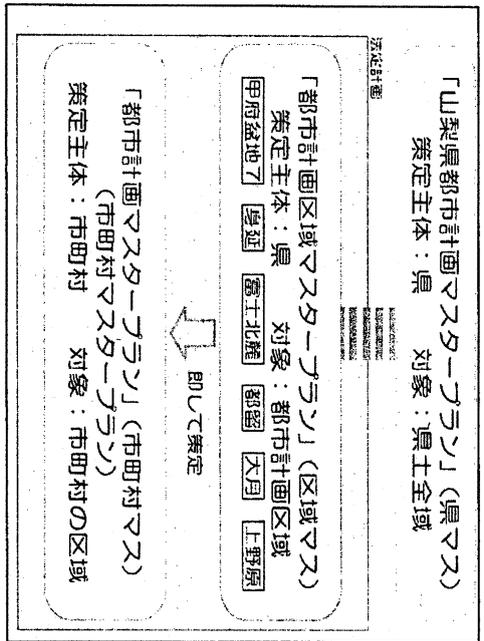
山梨県においては、すでに人口減少・超高齢社会が到来しており、都市経営コストの最適化、自動車を自由に使えない高齢者等の移動手段の確保、公共公益施設や大規模集客施設の適正立地、地球環境問題などの課題への対応などが、都市づくり求められる。

そのため、山梨県は、都市づくりの基本理念に「都市機能集約型都市構造の実現」を掲げ、拡散型の都市構造からの転換を図るために、平成22年3月に「山梨県都市計画マスタープラン」を策定した。山梨県都市計画マスタープランでは、「都市機能が集積できる場所」、「公共交通等により到達可能な場所」及び「既存の都市基盤ストックが活用を明確にしている。

また、平成23年3月に山梨県都市計画マスタープランを上位計画として、法定計画である都市計画区域マスタープランを策定し、都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定方針を示している。

各マスタープランの位置づけは以下の通りである。

図表Ⅲ-9 (1) 各マスタープランの位置づけ



(出典：県ワス「山梨県都市計画マスタープラン」及び区域ワス「都市計画区域マスタープラン」概要版から抜粋)

(2) 高齢者福祉及び少子化対策に関連する主な事業

① 県政出張講座での説明

県土整備部都市計画課では、住民主体のまちづくりの進め方と県内各地での取り組みの概要や、都市計画マスタープランの概要などについて、県政出張講座の対象講座としており、県民に対して説明するとともに、意見交換を実施している。なお、実績は以下の通りである。

図表Ⅲ-9 (2) ① 都市計画課の県政出張講座の実績

実施年月日	参加人数	
住民主体のまちづくり	平成21年10月23日	80人
住民主体のまちづくり	平成22年8月19日	40人
持続可能な都市づくり	平成23年6月9日	20人
持続可能な都市づくり	平成23年7月19日	38人
住民主体のまちづくり	平成24年6月18日	65人
都市計画マスタープラン	平成26年3月11日	25人

(出典：山梨県HPより要約)

② 市街地再開発事業

地域の防災性能の向上や空洞化が進む中心市街地の活性化などを目的として行う事業で、市街地内の都市機能が低下している区域において、建物や敷地、公共施設の整備等を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る目的で実施した。

(甲府市紅梅地区第一種市街地再開発事業)

(事業目標)

① 都市機能の更新

店舗・住居・専門学校等を備えた複合施設を整備し、街の活性化に努める。

② 土地の高度利用・有効利用

土地の一体的利用に伴い、施設建築物等の計画的な整備を行う。

③ 住環境の整備

都市型住宅を建設し、良質な住環境を整備すると併せて都心居住を推進する。

④ 防災性の向上

建築物の共同化による建物の不燃化により、安全で快適な環境を創出する。壁面後退させることにより、ゆとりある歩行者空間を創出する。

図表Ⅲ-9 (2) ② 甲府市に対する市街地再開発事業補助金

支出事業年度	支出額(千円)
平成19年度	112,600
平成20年度	245,165
平成21年度	243,080
平成22年度	299,230

(出典：都市計画課HPより要約)

(3) コンパクトシティへの取り組み

※下記は、本章の『II. 全般的・共通課題と対応』に同様の内容を記載しているが、都市計画課に特に密接に関連すると考え、重ねて記載するものである。

意見(Ⅲ-9 (3) ①) 地域の実態に合わせた都市計画マスタープランの作成について現在の都市計画マスタープランにおいて設定されている各種地点には、通称地域や消滅可能性都市と重なっているものがある。そのため、今後、都市計画マスタープランによって進めようとする方向性と地域の実態との間に乖離が生じる恐れがある。県が主導して市町村と連携をとり、広い視点で地域の実態と整合性のある計画を進めていくことが望ましい。

意見(Ⅲ-9(3)②) 県と市町村の一体的なまちづくりについて  
人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策のみでは、高い効果を出せるものではなく、県全体の大きな課題としての対応が求められる。県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいくことが望ましい。

意見(Ⅲ-9(3)③) 居住を誘導する施策展開と住民への十分な説明について  
「消滅可能性都市」をめぐる論議や、山梨県の過疎地域の状況等を踏まえると、今後、県内の全ての地域において、均等に行政サービスを提供していくことは難しくなっていくことが懸念される。  
このため、既存の社会資本ストックを有効に活用して、中心市街地は働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすい地域とし、居住を誘導してコンパクト化していくための取り組みが必要と考えられ、山梨県全体のコンパクトシニア化、ネットワーク化を推進していくことが望ましい。  
なお、コンパクトシニア化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行うことが求められる点、留意が必要である。

平成21年度に策定された山梨県都市計画マスタープランでは、県民生活の核となる、都市機能集約型都市構造の実現のための拠点として、広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区の4種類・20拠点を設定している。この拠点は図Ⅱ-8(2)⑤のとおり、過疎地域や消滅可能性都市と一部重なっており、今後対策を打たないままですと、都市計画の目標年次平成32年には地域の実態との乖離が大きくなってしまふ恐れがある。

そのため、県が主導して市町村と連携をとり、都市計画マスタープランが山梨県全体に対して効果的に機能するように、地域の実態と整合性のある計画を策定・実行していくことが望ましい。

山梨県においては、少子化に対しては「やまなし子育てプラン」(平成22年度～平成26年度)により、高齢化に対しては「健康長寿やまなしプラン」(平成24年度～平成26年度)により、それぞれ対策が講じられてきた。しかし、少子化には歯止めがかからず、また、高齢化対策についても、介護人材の不足等の問題に直面している。人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策のみでは、高い効果を出すことが難しく、県全体の大きな課題として、対応することが重要となる。そのため、県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいかれることを期待したい。

また、過疎地域や消滅可能性都市等、山梨県の状況を整理すると、今後、山梨県の全ての地域に対して、均等に行政サービスを提供していくことが難しくなってくる可能性がある。

そのため、県の限りある資源をこれまで以上に有効に活用することを検討する必要がある。具体的には、既存ストックを最大限に活用しつつ山梨県全体でコンパクト化を図るとともに、交通・情報ネットワークを充実し、求められる各種サービスを効率的に提供できる環境を整えることを検討する必要がある。

既存ストックを活用して、中心市街地に介護・医療・子育て等のサービス拠点施設を設置し、働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすいコンパクトなまちづくりを推進し、さらに、甲府駅周辺等の広域拠点と中山間地域における日常生活に不可欠な施設・機能を集めた小さな拠点とを公共交通(コミュニティバス、デマンドバス等)や情報通信のネットワークで結び、サービスの効率化を図る等、コンパクトシニア化とネットワーク化を山梨県全体で推進していくことが望ましい。

なお、まちの集約、再編は、住民が納得し、同意が得られなければ実現は難しい。他の自治体の事例では、夕張市長が自ら次のように述べている。

「まちの集約、再編は、すべての住民が納得し、同意しなければ成功とは言えない。住民の不安を解消すべく、丁寧な説明を繰り返し返し、粘り強く説得していくしか道はないのである。」(引用：鈴木直道『夕張再生市長 課題先進地で見た「人口減少ニッポン」を生き抜くヒント』講談社 2014年)  
コンパクトシニア化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行い、行政と民間と住民が課題を共有し、一体となつてまちづくりを進めていくことが不可欠である点、十分に留意する必要がある。

10. 福祉保健部福祉保健総務課監査指導室

(1) 業務の概要

福祉保健部福祉保健総務課監査指導室（以下「監査指導室」という。）は、県内の社会福祉法人及び社会福祉施設の業務運営状況及び会計処理の検査（以下「指導監査」という。）を行っている。

指導監査は、社会福祉法及び各種法令に基づいて行われる。山梨県では、昭和 58 年から指導監査専門の担当部門を設け、山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱及び同実施要領を定め、社会福祉法人等の適正な運営管理と社会福祉事業の経営の円滑化を図ることを目的として指導監査を行っている。

監査指導室は 7 名で構成されており、指導監査を行うに当たり必要に応じて長寿社会課等の他の課との連携を図っている。

指導監査の結果については、県民への情報提供と、社会福祉法人等のよりよい運営・処遇に資する資料として、山梨県ホームページにおいて公表している。

(2) 指導監査の概要

① 指導監査の対象と監査の根拠法令

図表Ⅲ-10(2) ① 指導監査の対象と根拠法令

指導監査対象施設等	指導監査の根拠法令	国の指導監査指針等（国通知）	県の指導監査実施要綱等
特別養護老人ホーム	老人福祉法	老人福祉施設に係る指導監査について	山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱
養護老人ホーム	老人福祉法	指導監査について	山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱
軽費老人ホーム・ケアハウス	社会福祉法	無	山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱
老人デイサービスセンター	老人福祉法	無	
老人短期入所施設	老人福祉法	無	
児童福祉施設（障害児・保育所を除く）	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について	
保育所（公立・私立）	児童福祉法	児童福祉法	
救護施設	生活保護法	生活保護法に対する指導監査について	
社会福祉法人	社会福祉法	社会福祉法人指導監査要綱の制定について	
社会福祉協議会	社会福祉法		

指導監査対象施設等	指導監査の根拠法令	国の指導監査指針等（国通知）	県の指導監査実施要綱等
障害者支援施設	障害者総合支援法	障害者支援施設等に係る指導監査について	山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱
福祉型・医療型障害児入所施設	児童福祉法		山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱
福祉型・医療型児童発達支援センター			

② 指導監査の指摘基準

図表Ⅲ-10(2) ② 指導監査の指摘基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、口頭指導とすることがある。
福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場合	口頭	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場合について原則として「口頭指導」とする。ただし、認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがある。

③ 社会福祉法人等への文書指摘及び口頭指導の周知について

社会福祉法人等の適正な運営管理のため、山梨県ホームページにおいて手引きを公表している。

図表Ⅲ-10(2) ③ 手引きの区分一覧

法人・施設	管理	法人
		施設共通 保育所
法人・施設	経理	法人(旧会計基準) 施設(旧会計基準) 法人・施設共通(新会計基準) 養護老人ホーム
	処遇	特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム・ケアハウス 指定障害者支援施設 指定障害児入所施設 指定障害児通所支援事業 保育所 母子支援施設 児童養護・乳児院 救護

文書指摘及び口頭指導が該当する事例については、手引きの評価事項の欄において明記することによって周知している。

④ 指導監査の方式

指導監査は、基本的には実地監査によって行われる。具体的には、監査指導室担当者が監査対象先に訪問し、監査対象先への質問や保管する関係書類の閲覧が行われる。実地監査以外には、書面のみによる書面監査、複数の監査対象先を同一箇所に集めて行う集合監査があるほか、前年度の指摘事項の有無及び内容によって指導監査を省略する場合もある。

指導監査の実施に先立ち、監査対象先は、社会福祉法人(・施設) 指導監査資料(以下「監査資料」という。)の質問事項について回答を記入し、監査指導室に提出することが要請される。指導監査当日において、監査指導室は、監査対象先から事前に提出された監査資料の回答を手引きとともに参照し、担当者への質問や関係書類の閲覧を通じて事実確認を行う。

監査資料は、内容に応じて、管理、経理、処遇(施設のみ)に区別され、山梨県のホームページにおいて公表されている。管理は、定款や登記事項、役員等の法人組織・運営関係に関する事項、就業規則等の諸規程の整備と適用状況及び職員の配置状況等に関する事項から構成されている。経理は、経理規程や会計組織、予算・決算の状況及び資産・負債関係等の会計処理に関する事項から構成されている。処遇は、利用者に対する

ホームページ内容や必要な設備の整備状況等の処遇関係に関する事項から構成されている。監査終了後は、監査指導室の職員全員及び各所管課の職員から構成される調整会議において監査結果を検討する。検討の結果、文書指摘に該当すると判断された事例については、口頭指導事項と合わせて、文書により監査対象先に通知し、監査結果の通知日から概ね1か月以内に改善報告を求めることとなる。監査資料は、監査後5年間保存される。

図表Ⅲ-10(2) ④ 監査資料の区分一覧

法人	管理	※基本的に、以下に掲げる社会福祉施設等の種類別に、左記の監査資料が公表されている。
	経理	
施設	管理	
	経理	
	処遇	

※

特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
ケアハウス、救護施設
デイサービスセンター、老人短期入所生活介護事業所
社会福祉協議会
障害者支援施設
障害児入所施設(福祉型・医療型)
児童発達支援センター(福祉型・医療型)
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設
保育所(設置者：社会福祉法人)
保育所(設置者：個人)
保育所(設置者：市町村)
社会福祉法人(施設を有しないか施設が監査対象ではない法人)
県立施設

⑤ 指導監査の重点項目の事前周知

指導監査の実施に先立ち、指導監査で当該年度に重点的に実施する内容を山梨県のホームページにおいて公表している。  
また、指導監査における主眼事項や着眼点についても、社会福祉法人等の種類ごとに山梨県のホームページにおいて公表している。

⑥ 指導監査の監査体制

基本的に、1つの監査対象先について、管理・経理・処遇の区別ごとに、監査指導室担当者を1名ずつ、計3名を配置し、1日をかけて作業を実施している。監査指導室は7名で構成されているため、1日当たり2つの監査対象先に対して指導監査を行っている。

また、指導監査を行うに当たり、必要に応じて長寿社会課等の他の課との連携を図っている。

⑦ 指導監査の結果の公表

県民への情報提供と、社会福祉法人等のよりよい運営・処遇に資する資料として、山梨県のホームページにおいて、毎年5月中旬に指導監査の結果を公表している。平成25年度の指導監査の概要（一般指導監査実績）は以下のとおりである。

図表Ⅲ-10(2) ⑦ 平成25年度の指導監査の概要（一般指導監査実績）

平成25年度一般指導監査実績（法人・施設別集計）

法人・施設の種別	監査実施数	文書指導の割合 （法人・施設数）	文書指導件数				平均指導件数 ※	
			管理	経理	処遇	合計		
①一般社会福祉法人	38	27	75,00%	24	47	-	71	2.8
②社会福祉協議会	7	7	100.00%	7	17	-	24	3.4
社会福祉法人計	43	34	79.07%	31	64	-	95	2.8
③教団施設	1	1	100.00%	0	1	0	1	1.0
④養護老人ホーム	12	9	75.00%	3	7	18	28	3.1
⑤特別養護老人ホーム	78	57	73.08%	40	88	47	175	3.1
⑥運営老人ホーム	15	14	93.33%	12	12	22	46	3.3
⑦老人デイサービスセンター	57	42	73.68%	37	27	30	94	2.2
⑧老人短期入所施設	11	8	72.73%	7	11	7	25	3.1
老人福祉施設計	173	139	75.14%	89	145	124	368	2.8
⑨障害者支援施設	28	20	71.43%	2	30	22	54	2.7
⑩公立保育所	128	14	11.11%	12	-	-	16	1.1
⑪公立保育園	111	77	69.37%	67	123	37	227	2.8
保育所計	237	91	38.40%	79	123	41	243	2.7
⑫その他児童福祉施設	17	0	47.06%	1	12	8	21	2.6
児童福祉施設計	254	89	35.04%	80	135	49	264	2.7
施設計	458	280	61.52%	181	315	195	687	2.7
合計	499	294	58.91%	212	375	195	782	2.8

※ 平均指導件数=文書指導件数/文書指導法人・施設数

（参考）

1 指導監査文書指導件数の推移

年度	監査実施数	文書指導の割合 （法人・施設数）	文書指導件数				平均指導件数
			法人運営	施設管理	施設処遇	計	
H25	489	284	58.91%	311	195	782	2.8
H24	597	324	55.20%	241	285	800	2.5
H23	562	356	63.35%	270	357	1,080	3.0
H22	638	425	66.61%	385	395	1,245	3.2
H21	644	413	64.15%	341	403	1,381	3.3

2 指導監査実施法人・施設数の推移

種別	H25年度 実施数	H24年度 実施数	H23年度 実施数	H22年度 実施数	H21年度 実施数
社会福祉法人	43	145	133	139	142
児童福祉施設	254	239	235	251	263
老人福祉施設	173	139	136	204	202
障害者施設	28	26	37	42	46
保育園施設	1	2	1	2	1
計	499	597	562	638	644

(3) 指導監査結果の根拠の明確化について

指 摘 (Ⅲ-10(3))  
 実施された指導監査に関連する資料を閲覧したところ、実地調査時の事実確認において、社会福祉法人から入手した事前回答と実態が整合していないことを識別しつつも、それを調査に適切に記録していない状況と、文書指摘及び口頭指導を裏付ける証拠書類が調査として十分に保全されていない状況が見受けられた。そのため、担当者以外の者による指導監査の実施状況の把握、適切な文書指摘及び口頭指導が実施されているかの点検が円滑に実施できないことが危惧される。  
 県は、社会福祉法で定められる権限に基づいて、社会福祉法人等の民間事業者への指導監査を行っているのから、文書指摘及び口頭指導の結論に至る経緯、根拠を客観的な事実をもって関係者等に明確に説明できるよう、指導監査の実施状況を適切に調査に記録するとともに、必要に応じて根拠となる関係書類の写しを入手・保存するなど、結論に至る過程を適切に記録、保存しておくべきである。

指導監査において、監査指導室は、監査対象先から事前に提出された監査資料の回答を参照し、担当者への質問や関係書類の閲覧を通じて事実確認を行う。事実確認の結果、不備が判明した場合は、その内容に応じて、文書指摘及び口頭指導を行うこととなる。文書指摘及び口頭指導は、監査指導室において文書により記録され、監査資料とともに調査として保存される。

実施された指導監査に関連する資料を閲覧したところ、実地調査時の事実確認において、社会福祉法人から入手した事前回答と実態が整合していないことを識別しつつも、それを調査に適切に記録していない状況が見受けられた。  
 また、文書指摘及び口頭指導を裏付ける証拠書類が調査として十分に保全されていない状況が観察された。具体的には下表に掲げたような事例が複数の指導監査業務において見られた。

指導監査対象	内容
例 1 A 社会福祉法人	基本財産の土地について、貸借対照表と固定資産管理台帳の金額が相違していたとの文書指摘があるが、当該事項に係る監査資料のチェック項目には「[ ]」(問題なし)にチェックが入ったままになっている。
例 2 B 社会福祉法人	資金残高の不整合に関する文書指摘があるが、当該事項に係る監査資料のチェック項目には「[ ]」(問題なし)にチェックが入ったままになっている。
例 3 C 社会福祉法人他	経理規程において、日々入金した金額を5日以内に金融機関に預け入れることとされているにもかかわらず、5日を超えて入金されている場合が見受けられた点について、文書指摘があるが、その根拠となる入金記録が調査として十分に保全されていない。

このように、指導監査によって把握した事実関係を正確に示す書類や、文書指摘及び口頭指導の裏付けとなる書類が適切に整備されていない場合、担当者以外の者による指導監査の実施状況の把握、適切な文書指摘及び口頭指導が実施されているかの点検が円滑に実施できないことが危惧される。

県は、社会福祉法で定められる権限に基づいて、社会福祉法人等の民間事業者への指導監査を行っているのから、文書指摘及び口頭指導の結論に至る経緯、根拠を客観的な事実をもって関係者等に明確に説明できるような対応が当然に求められていると考えるべきである。従って、閲覧した関係書類の名称、閲覧対象とした期間、識別された不備事項の内容等、指導監査の実施状況を適切に調査に記録するとともに、必要に応じて根拠となる関係書類の写しを入手・保存するなど、結論に至る過程を適切に記録、保存しておくべきである。

(4) 文書指摘と口頭指導の判定誤りについて

指 摘 (Ⅲ-10(4))  
 A 社会福祉協議会の平成 25 年度指導監査において、非正規職員に年次有給休暇が付与されていない点について、口頭指導として対応しているが、法定の年次有給休暇が付与されていない点については、手引きにおいて、文書指摘として評価することとされていることから、当該事項は文書指摘として指導すべきであった。

A 社会福祉協議会の平成 25 年度指導監査において、非正規職員に年次有給休暇が付与されておらず、労働基準法に抵触していることが判明し、これに関して口頭指導を行っている。  
 法定の年次有給休暇が付与されていないことは、手引きにおいて、文書指摘として評価することとされていることから、A 社会福祉協議会の平成 25 年度指導監査において、当該事項は文書指摘として指導すべきであった。

(5) 指導監査の質のさらなる向上について

① 監査資料に記載するチェック事項の充実について

意見 (Ⅲ-10(5)) ①  
 監査資料のうち「管理」(法人組織・運営関係等)のページにおいては、監査対象先に対する質問事項のほか、特記事項の欄が設けられ、関係法令の条文や文書指摘及び口頭指導に繋がるより詳細な点検事項等、指導監査上、留意すべき事項が付記されている。一方、監査資料のうち「総理」(会計・総理関係)及び「処遇」(処遇関係)のページには、このような特記事項の欄が設けられていない。そのため、指導監査の効率が低下する可能性があるほか、場合によっては、指導漏れが生じる可能性があると考えられる。

指導監査の目標や指導の水準は不均衡のない公平なものであることが求められるとともに、それを限られた時間の中で効率的に実施することが求められるため、関係法令や文書指簿及び口頭指導に繋がる点検事項等、留意すべき事項を監査資料に予め記載しておくことが有効であると考えられる。  
従って、「経理」及び「処遇」の監査資料にも、関係法令や文書指簿及び口頭指導に繋がるチェック事項等を網羅的に記載するための工夫を行い、指導監査の質の平準化を図ることが望ましい。

監査対象に選定された社会福祉法人は、事前に、監査資料に記載される質問事項の回答を監査指導室に提出することが求められている。監査指導室は、実地調査において、この回答を基礎に、手引きを参照しながら、担当者への質問や関係書類の閲覧を通じて事実確認を行う。

監査資料は、管理、経理、処遇（施設のみ）に大別される。管理は、定款や登記事項、役員等の法人組織・運営関係に関する事項、就業規則等の諸規程の整備と適用状況及び職員の配置状況等に関する事項から構成されている。経理は、経理規程や会計組織、予算・決算の状況及び資産・負債関係等の会計処理に関する事項から構成されている。処遇は、利用者に対するサービス内容や必要な設備の整備状況等の処遇関係に関する事項から構成されている。それぞれ指導監査実施上のポイントを網羅した内容であり、監査対象である社会福祉法人の運用状況の理解に役立ち、指導監査を円滑に進めるためのチェックリストとして使用されている。

「管理」、「経理」の監査資料の様式及び質問事項は以下のとおりである。

監査資料 特別養護老人ホーム 法人・管理（抜粋）

法人組織・運営関係		特記事項																		
<p>1 定款 ① 定款に規定を要する条項又は事項はありませんか、該当するものに○を付けてください。</p> <table border="1"> <tr> <td>事項内容</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>事業所在地</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員定数</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>基本財産の増加</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>基本財産の減少</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>附 不取得登記簿との不一致</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>公称方法</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>公文書簿</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有・無</td> </tr> </table> <p>定款簿改正に伴う変更 有・無</p> <p>最終定款簿更新日 年 月 日</p>			事項内容	有・無	事業所在地	有・無	役員定数	有・無	基本財産の増加	有・無	基本財産の減少	有・無	附 不取得登記簿との不一致	有・無	公称方法	有・無	公文書簿	有・無	その他	有・無
事項内容	有・無																			
事業所在地	有・無																			
役員定数	有・無																			
基本財産の増加	有・無																			
基本財産の減少	有・無																			
附 不取得登記簿との不一致	有・無																			
公称方法	有・無																			
公文書簿	有・無																			
その他	有・無																			
<p>○ 「有」とした事項の内容を記入してください。</p> <p>② 定款と実際の事業が合致していますか、 ○ いない場合は、 ① 定款に抵触する事項で行っていない事業 ② 定款に未記載事項で行っている事業</p> <p>○ 定款の施行についての細則（定款施行細則）を定めていますか、 有・無</p> <p>定款施行細則で定める事項の例示 ・ 運営金の騰換事項、関係手続等 ・ 監事監査 ・ 役員の変更手続等 ・ 評議員会の審議事項、関係手続等（評議員会を取り除く場合） ・ 事務の専決（理事長の専決事項等） ・ その他定款施行に必要な事項</p>																				
		<p>・ 第2種社会福祉事業家として「仮納入所事業」が入っていますか。 ・ 定款第27条 ・ 平成23年3月8日経産部第300号「社会福祉法人定款施行細則の制定について」</p>																		

監 査 関 係  
 社会福祉事業 経理、法人

1. 経理規程の整備  
 ◎経理規程は法人が実施すべき会計処理の基準に基づいて整備されていますか。  
 いる  いない  
 ◎すべての会計単位・経理区分名を記入してください。(一般会計、特別会計、各経理区分等)  


 ◎上記は経理規程に定める会計単位・経理区分等と一致していますか。  
 いる  いない  
 ◎勘定科目一覧表を整備していますか。  
 いる  いない  
 ◎使用している勘定科目は勘定科目一覧表と一致していますか。  
 いる  いない

2. 会計組織の確立  
 ◎理事長以外の者が契約担当者となっていますか。(例) 監査長等で契約書を交わしている  
 いる 「職名」 氏名 「」  いない  
 いる場合、委任状等が整備されていますか。  
 いる  いない  
 ◎会計組織の状況を記入し、保管しているものをチェックしてください。  
 会計責任者 「職名」 氏名  法人印  印章通帳  銀行振出印  
 出納簿 氏名  法人印  印章通帳  銀行振出印  
 会計責任者、出納簿は、文書で任命していますか。  
 いる  いない  
 ◎月末報告は経理区分ごとに作成し、期限までに理事長に提出していますか。  
 いる  いない 期限：翌月 日まで  
 ◎会計帳簿等が整備され、伝票、証憑書類等が適切に保存されていますか。  
 いる  いない

3. 予算の状況  
 ◎予算は事業計画に基づき会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得て編成されていますか。  
 いる  いない 理事長承認年月日： 年 月 日  
 ◎予算編成に当たり、各担当より意見を聴取していますか。  
 いる  いない  
 ◎予算書の執筆支援が明示されていますか。  
 いる  いない  
 ◎予算書は会計単位・経理区分ごとに作成されていますか。  
 いる  いない  
 ◎修正が必要な場合、修正を行っていますか。  
 いる  いない

監 査 関 係

<1 処遇計画等>  
 ◎ 搬送分野の企画、委員会等の開催状況について、記入してください。  

企画の種別	出席者の職種	開催回数	議題内容
		通・月・年 回	

 ◎ 施設の運営についての重要事項に関する課題(運営課題)を定めていますか。  
 いる  いない  
 いる場合、含まれているものに、○を付けてください。  
 ・施設の目的及び運営の方針・職員の種類、数及び職務の内容等、入所定員、入所者の処遇の内容及び費用の額(費用の額については、養護老人ホームは除く)、施設の利用に当たっての重要事項、非常災害対策、その他施設の運営に關する重要事項  
 いる場合、職員に周知されていますか。  いる  いない  
 ◎ 利用者課題の処遇(サービスマ)計画はありますか。  ある  ない  
 ある場合、ADL(日常生活動作)等の定期的な調査結果やケース会議の検討結果等に基づき策定されていますか。  いる  いない  
 また、計画の実施状況の把握や必要に応じて見直しが行われていますか。  いる  いない  
 ある場合、含まれているものに○を付けてください。  
 ・生活指導  精神状況  健康管理  
 ・リハビリテーション  シニアセンター  医療  介護内容  
 ・面談  前年度の結果  今年度の重点目標  
 利用者及び家族に支援上必要な事項を説明していますか。  いる  いない  
 ◎ 個別の処遇記録(提供したサービスマの内容の記録)はありますか。  ある  ない

以上の抜粋に示されるとおり、監査資料のうち「管理」のページには、監査対象先に対する質問事項のほか、特記事項の欄が設けられ、関係法令の条文や文書指摘及び口頭指導に繋がるより詳細な点検事項等、指導監査上、留意すべき事項が付記されている。一方、監査資料のうち「経理」及び「処遇」のページには、このような特記事項の欄が設けられていない。そのため、指導監査の効率性が低下する可能性があるほか、場合によっては、指導漏れが生じる可能性があると考ええる。

指導監査の目標や指導の水準は不均衡のない公平なものであることが求められるとともに、それを限られた時間の中で効率的に実施することが求められるため、関係法令や文書指摘及び口頭指導に繋がる点検事項等、留意すべき事項を予め監査資料に記載しておくことが有効であると考えられる。

従って、「経理」及び「処遇」の監査資料にも、関係法令や文書指摘及び口頭指導に繋がるチェック事項等の留意すべき事項を網羅的に記載するなどの工夫を行い、指導監査の質の平準化を図ることが望ましい。

② 指導監査結果を踏まえた手引き等の更新について

意見(Ⅲ-10(5)②)  
 監査指導室は、手引きに明記されていない事例であっても、指導すべき事例と判断される場合には指導を行っており、実効性ある指導監査を推進しているものと考ええる。今後、均質な指導監査を高い水準で効率的かつ効果的に実施するためには、手引きに明記されていない個々の指導事例を適時に反映させ、以後の指導監査に適切に活用することが適切と考ええる。指導監査の継続的な質の向上に向け、積極的に取り組まれることが望まれる。

監査指導室は、手引きに明記されていない事例であっても、指導すべきと判断される事項が検出された場合には、文書指摘又は口頭指導を行っている。個々の状況に応じて、実態に即した判断を行っているものであり、実効性ある指導監査を推進しているものと考ええる。

こうした実効性ある指導監査をさらに推進し、均質な指導監査を高い水準で効率的かつ効果的に実施するためには、手引きに明記されていない個々の指導事例を以後の指導監査に活用することが適切である。具体的には、指導事例を手引きや監査資料に適時に反映させることで実効性がより高まるものと思われる。指導監査の継続的な質の向上に向け、積極的に取り組まれることが望まれる。

1. 県土整備部建築住宅課  
 (1) 業務の概要

建築住宅課では、県営住宅の管理・改善、住宅供給公社の指導、公営住宅の整備等住宅施策に関する調査・計画・市町村指導などを行っている。

(2) 県営住宅の概況

平成24年地域主権改革一括法等の施行により、国の省令等で定められていた社会資本(道路、都市公園、公営住宅)の整備基準は、都道府県又は市町村の条例において定めることになった。山梨県ではこれを受けて、平成25年に「山梨県営住宅設置及び管理条例」を改正し、条例として県営住宅のバリアフリー化を定めた。

県では、条例の施行以前から、高齢者等の県営住宅における移動の利便性及び安全性の確保のため、バリアフリー化及びエレベーターの設置を進めていた。

県営住宅におけるエレベーターの設置状況は、図表Ⅲ-11(2)に示すとおりである。県の方針として、平成10年度以前は6階建て以上の県営住宅を対象に設置し、平成10年度以後は5階建て以上の県営住宅を対象に設置し、平成13年度以後は3階建て以上の県営住宅を対象に、段階的に階数を引き下げ、設置してきた。

また、今後の設置方針は、以下のとおりである。

- ・昭和49年以前に建設された県営住宅  
 原則建て替えることとしており、3階建て以上に建て替える際には、エレベーターを設置。
- ・昭和50年以降平成13年以前に建設された3階以上の県営住宅  
 全面的改善事業を行い、エレベーターの設置を順次行っていくことを計画。

図表Ⅲ-11(2) 平成26年4月1日現在の県営住宅の概況 (単位:年、階、戸数、%)

県営住宅名	築年数	階数	エレベーターの有無	戸数	高齢単身世帯数	高齢単身世帯割合(%)
塩部第一	16年	6階	有	75	33	44.0
塩部第二	9年~29年	5階~8階	一部有	307	53	17.3
伊勢	30年~33年	3階~5階	無	206	26	12.6
千塚北	6年~27年	4階~5階	一部有	124	37	29.8
千塚南	3年~26年	3階~5階	一部有	110	17	15.5
千塚西	9年~12年	8階	有	136	37	27.2
湯村	2年~24年	3階~6階	一部有	306	62	20.3

県営住宅名	築年数	階数	エレベーターの有無	戸数	高齢単身世帯数	高齢単身世帯割合(%)
真川	15年～32年	4階～5階	無	1,044	321	30.7
小瀬	33年～35年	5階	無	300	25	8.3
和戸	19年～29年	3階～8階	一部有	109	8	7.3
玉川	20年～44年	4階～5階	無	582	171	29.4
田舎	45年	1階	無	8	0	0.0
田舎無	43年	1階	無	12	1	8.3
常永	37年～39年	5階	無	110	4	3.6
山王	36年～39年	5階	無	130	3	2.3
山花輪	21年～25年	4階～5階	無	72	0	0.0
楨形	49年～51年	1階	無	52	10	19.2
白根	2年	4階	有	40	6	15.0
福祉村	34年～37年	3階	無	96	9	9.4
甲西	45年	1階	無	16	0	0.0
神の木	33年～34年	4階	無	40	1	2.5
八田	36年～38年	4階	無	72	1	1.4
豊	37年～38年	4階	無	52	10	19.2
南美台	32年	5階	無	60	3	5.0
八田第二	30年～31年	5階	無	50	0	0.0
田島	25年～28年	3階～5階	有	58	0	0.0
八田第三	27年～28年	5階	無	60	4	6.7
下高砂	23年～24年	4階	無	56	0	0.0
楨形小笠原	13年～16年	5階～7階	有	96	1	1.0
若草下今井	8年～13年	5階	有	45	2	4.4
塩山	34年	3階	無	24	6	25.0
上井尻	35年～36年	5階	無	60	3	5.0
栗生野	29年	5階	無	60	1	1.7
塩山熊野	16年～17年	5階	無	50	3	6.0
東山梨	35年～37年	5階	無	110	15	13.6
ぶどうの里	22年～23年	5階	無	60	0	0.0
東山梨めぐもり	15年～18年	6階	無	123	28	22.8
勝沼下岩崎	14年～17年	5階	無	65	0	0.0
御坂	34年～36年	4階	無	72	4	5.6
石和	32年～33年	4階	無	64	2	3.1
大坪	20年～32年	2階～3階	無	42	2	4.8
八代	26年～27年	4階～5階	無	54	2	3.7
一宮	19年～25年	4階～5階	無	104	4	3.8
富士見	30年～43年	1階～4階	無	100	23	23.0
六郷	37年	2階	無	18	3	16.7
三珠	32年～35年	4階	無	96	2	2.1
下部	34年	2階	無	20	1	5.0
久那土	22年～30年	3階～4階	無	54	0	0.0
岩間平	21年～23年	3階	無	42	0	0.0
鶴沢	44年～45年	1階	無	28	3	10.7
増穂	36年～37年	4階	無	48	2	4.2

(単位：年、階、戸数、%)

県営住宅名	築年数	階数	エレベーターの有無	戸数	高齢単身世帯数	高齢単身世帯割合(%)
青柳	33年	4階	無	48	3	6.3
中富	32年～33年	3階	無	30	2	6.7
鶴沢北部	19年～31年	4階～7階	一部有	76	3	3.9
青柳第二	30年～31年	4階	無	48	3	6.3
下田原	24年～29年	4階	無	48	0	0.0
身延	36年～37年	3階	無	24	6	25.0
身延第二	26年～29年	4階	無	40	3	7.5
増穂天神	25年	4階	無	24	1	4.2
南部南光平	21年～22年	4階	無	48	1	2.1
富沢	16年～17年	2階～3階	無	23	1	4.3
葦崎東	63年	1階	無	24	8	33.3
葦崎西	67年	2階	無	10	0	0.0
若尾	11年	5階	有	30	1	3.3
岩下	1年	4階	有	28	5	17.9
旭	29年～32年	4階	無	64	1	1.6
葦崎	23年～27年	4階	無	80	3	3.8
葦崎穂坂	14年～16年	5階	一部有	50	1	2.0
長坂	46年	1階	無	12	4	33.3
日野春	36年～37年	3階	無	24	1	4.2
武川	35年	4階	無	24	2	8.3
高根	29年～31年	3階	無	36	4	11.1
白州	28年～31年	3階	無	24	1	4.2
牧原	28年～30年	3階～4階	無	36	1	2.8
小瀬沢	26年～28年	3階	無	30	0	0.0
双葉	24年～26年	4階～5階	無	54	1	1.9
明野ツツシエ丘	22年～23年	3階～4階	無	42	2	4.8
高根南	11年～20年	3階	一部有	30	0	0.0
双葉豊が丘	8年～11年	3階	有	81	4	4.9
新屋	38年～42年	4階～5階	無	174	31	17.8
小倉山	35年～36年	4階	無	48	5	10.4
高穂峽	26年～28年	4階	無	72	4	5.6
田野原	38年～39年	4階	無	48	3	6.3
権現原	36年～37年	4階	無	40	1	2.5
熊井戸	32年～33年	4階	無	48	3	6.3
河口湖	26年～27年	5階	無	60	0	0.0
河口湖	32年	4階	無	24	4	16.7
西桂	31年	4階	無	24	0	0.0
河口湖小立	15年～17年	3階～4階	無	45	2	4.4
富浜	34年～35年	4階	無	48	3	6.3
石動	30年～31年	4階	無	48	8	16.7
谷村	4年	4階	有	24	4	16.7
合計				7,509	1,079	14.4

(単位：年、階、戸数、%)

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

(3) 高齢単身世帯が多く居住する県営住宅について

意見(Ⅲ-11(3))  
 単身世帯が多く居住する県営団地については、玄関や各部屋の段差を解消したり、手すりを付けるなどのバリアフリー化や、上層階の高齢者が希望すれば低層階に移転するための支援を計画的に行うなど、可能な範囲で高齢者が住みやすい住環境の整備を積極的に進めていくことが望まれる。  
 また、甲府市の真川団地のいきいきサロンなど、高齢者の引きこもりを防ぐため、交流を行う地域ボランティアに対して、市町村から委託を受けた地区社会福祉協議会が運営支援を行っている事例を県と市町村間で情報共有し、広く住民に情報発信するなど、各自自治会が有効に機能するよう、県はより積極的にサポートを行うことが望まれる。

平成26年4月1日現在で、高齢単身者が100人以上居住する県営住宅は真川団地及び玉川団地であり、その概要は以下に示すとおりである。

団地名	棟数	築年数	階数	エレベーターの有無	戸数	高齢単身世帯数	高齢単身世帯割合
真川団地	41棟	22年～46年	4階～5階	無	1,044戸	321戸	30.7%
玉川団地	20棟	20年～44年	4階～5階	無	582戸	171戸	29.4%

これらの団地には、高齢単身者世帯が全戸数の3割程度入居しているが、全てが4階または5階建てで構成されている住棟にはエレベーターの設置等、バリアフリー化がされていないことや、また建物自体の老朽化が進んでいることから、現在の居住水準に満たない状況となっている。

建替等による更新に向けた検討はされているものの、現在のところ、その時期が未定であるため、当面は現状のまま利用されることが見込まれる。このような高齢単身者が多い団地には、高齢者の見守りの体制整備や、バリアフリー化、住民間や地域社会等との交流の確保について特段の配慮が望まれる。

例えば、建替等は財政的に困難であっても、玄関や各部屋の段差を解消したり、手すりを付けるなどの住戸改修によるバリアフリー化や、上層階の高齢者が希望すれば低層階に移転できるようにマンションなどについての支援を計画的に行うなど、可能な範囲で高齢者が住みやすい住環境の整備を積極的に進めていくことが望まれる。

また、甲府市の真川団地のいきいきサロンなど、高齢者の引きこもりを防ぐため、交流を行う地域ボランティアに対して、市町村から委託を受けた地区社会福祉協議会が運営支援を行っている事例を県と市町村間で情報共有し、広く住民に情報発信するなど、各自自治会が有効に機能するよう、県はより積極的にサポートを行うことが望まれる。

(4) 県営住宅における防火管理者の不在

指摘(Ⅲ-11(4))  
 県営住宅の管理については住宅供給公社に業務委託され、消防法で要求される防火管理者も住宅供給公社の職員で防火管理者の資格を有するものが担当していた。しかし、有資格者が退職していたため、平成25年4月1日より防火管理者が不在の状態であったが、県、および、住宅供給公社による確認が十分でなく、補充は行われなかった。公営住宅には多くの高齢者も暮らしたため、火災に備え万全の準備を行う重要性は高い。高齢者を含む公営住宅の居住者が安心・安全に暮らせるよう、早期に資格を有する防火管理者を設置し、十分な管理を行うことが必要である。

県営住宅の管理については住宅供給公社に業務委託され、消防法で要求される防火管理者も住宅供給公社の職員で防火管理者の資格を有するものが担当していた。しかし、防火管理者の資格を有する住宅供給公社の職員が全て退職し、平成25年4月1日より防火管理者が不在の状態であったが、県、および、住宅供給公社による確認が十分でなく補充は行われなかった。

防火管理者は消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者で、防火対象物の管理権限者から選任されて、その防火対象物の防火上の管理を行なう者であり、重要な役割を果たす。公営住宅には多くの高齢者も暮らしたため、火災に備え万全の準備を行う重要性は高い。高齢者を含む公営住宅の居住者が安心・安全に暮らせるよう、早期に資格を有する防火管理者を設置し、十分な管理を行うことが必要である。

なお、監査の過程で事実関係が判明したあと速やかに対応がなされ、住宅供給公社の職員3名が消防本部の講習会を受講し防火管理者の資格を取得している。

#### IV. おわりに

平成 26 年度の山梨県包括外部監査では、高齢者福祉、少子化対策をテーマとして監査を実施した。少子高齢化が進んでいる状況を踏まえ、それに歯止めを掛けるため、また、そうした状況変化に伴う多様な県民ニーズに対応するため、山梨県では、様々な施策が講じられてきた。

今後、さらに一層、有効かつ効果的な施策展開を行うためには、県の間連する各部署間の連携、市町村との連携等が不可欠であると考えられる。「第 2 章 II. 全般的・共通的問題と対応」において、この点について触れているが、さらなる連携強化を強く望むものである。

平成 28 年 5 月に、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から「ストップ少子化・地方元気戦略」が提言され、その中では、消滅可能性都市についても触れられている。これを契機に、全国知事会による「少子化非常事態宣言」の採択がなされ、また、まち・ひと・しごと創生本部が示した国の「長期ビジョン」「総合戦略」の閣議決定がなされ、急速な人口減少と地域経済縮小の克服に向けて行政の本格的な取り組みが始まっている。山梨県では、これまでも「定住人口確保対策調整会議」、「少子化対策プロジェクトチーム」を設置し、対策の検討、施策の展開を行ってきたが、平成 26 年 8 月に、「山梨県人口減少対策戦略本部」が設置され、県内関係機関との連携、市町村との連携を強化していく方針が示されている。地方創生に向けて、大学、地域企業、農業関係者などとの連携をより強化し、産学官が一体となって取り組んでいくことを強く期待する。

また、都市機能の在り方なども、環境の変化に応じて再検討が必要となる場合がある。コンパクトシニア化・ネットワーク化に取り組みなど具体的な施策を展開する際には、住民への十分な説明と合意形成が不可欠である。一方、住民側においても、行政に頼るだけでなく、人口減少・超高齢化、消滅可能性都市といった社会問題を自らの問題として重く受け止め、これまで以上に主体的・積極的に考え、理解を深め、地域社会の維持・発展のために、住民として、どう考えるべきか、何をすべきかを行政とともに検討し、協力していくことが求められている。即ち、行政と住民が、真に一体となって地域社会の発展を推進していくべきであろう。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番